

第 1 6 0 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 6 年 6 月 1 8 日（火）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 6 年 6 月 1 8 日（火）午前 9 時 4 1 分
- 3 閉会の日時 令和 6 年 6 月 1 8 日（火）午前 1 0 時 3 9 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 1 0 名 欠席 0 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者（7）	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	出
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

- 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	原 始禧
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	参事 今村 正樹	農地担当課長 竹田 了久
	主幹 佐藤 孝司	担当課長補佐 逢坂 篤之
	主査 浦上 和彦	担当係長 藤村 博之
	主事 森上 諒佑	

- 7 傍聴者 0 名

- 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 申 請 等 | (1) 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について |
| | (2) 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について |
| | (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について |
| | (4) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転） |
| | (5) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について |
| 報 告 | (1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について |
| | (2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について |
| | (3) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について |
| | (4) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について |
| | (5) 農地改良届について |

第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹 8番 串田 修

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第160回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

4番 岡本 五樹 委員、8番 串田 修 委員 にお願ひします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

藤村係長 議案の訂正等があります。

「第160回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。

第1号議案 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ東区2番は、6月17日付けで取り下げとなりました。

第1号議案 申請等 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、5ページ中区12番の譲受人の持分、XXXXXXXXXX「2分の1」、XXXXXXXXXX「2分の1」を、XXXXXXXXXX「5分の3」、XXXXXXXXXX「5分の2」に訂正してください。以上です。

議長 それでは、申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 1ページ1番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約22アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっております。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長 1ページ前回保留の2番は、6月17日付けで取り下げとなりました。

3番、4番は同時申請で、双方の営農効率化を目的とした交換による所有権移転です。

3番、受人は現在、約12.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。

4番、受人は現在、約18アール耕作しており、非耕作地はありません。

いずれも取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との

関係をもても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、これまでも両親の耕作を手伝っていたが、令和7年度中に両親宅近くに住宅を新築して転居予定であり、これを機に、後継者として父の農地を譲り受け、両親や近隣農業者の指導を受けながら、野菜や果樹（桃）の栽培を行い、軌道に乗れば、栽培面積を増やして規模拡大を図ろうとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約5アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、譲渡人から指導を受けながら、自宅に隣接する農地を取得して、野菜畑及び果樹畑として利用し、当面は自家消費の予定であるが、収穫量が安定してくれば、将来的には販売を目指そうとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、増反による所有権移転です。受人は現在、約12.4ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、近隣農業者や農協の指導を受けながら、現在、耕作されていない農地を取得して、果樹畑として利用し、近い将来、申請地近隣で営業予定の飲食店舗で自作の果実を使用した商品の販売を目指そうとするものです。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をもても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議 長	東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。
岡崎推進委員	取り下げの2番を除く、3番から9番までの7件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。
議 長	協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。
全 員	ありません。
議 長	それでは、申請等（1）は、2番を除く、1番から9番までの8件を許可と決定してよろしいか。
全 員	よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（２）農地法第４条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長 ２ページ１番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は農地改良工事による一時転用申請です。許可期間は令和６年６月１８日から令和６年１０月３１日までです。

申請人は現在、約７８アールの農地を耕作する農業者ですが、申請地は水はけが悪く水稻に向かないことから、約８０センチ盛土した後、表土を約２０センチ入れ、ジャガイモや菜の花を栽培する野菜畑として利用しようとするものです。

なお、申請地のうち、浦間■■■■番■■、■■■■番■■、■■■■番■■の３筆は、令和５年７月２４日付で農地改良届を受け付け、最近、工事完了報告の提出がありました。が、工事期間が３か月を超えていたため、今回、改めて、浦間■■■■番■■外２筆とともに４条農地改良申請を行い、一時転用許可を受けようとするものです。

農用地ですが、農地改良を目的とした一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、申請地は農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は宅地への進入路です。

申請人は、農家住宅の南側にある車庫への出入りが不便であるため、畑への出入りで使用していた申請地を、平成５年頃から許可を受けずに宅地への進入路として今日まで使用してきました。今回、是正で、利用目的に合わせた４条転用申請を行い、宅地への進入路として許可を受けようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 １番、２番の２件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。
全員 ありません。

議長 それでは、申請等（２）は、１番、２番の２件を許可と決定してよろしいか。
全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 ３ページ１番から４ページ６番までは、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

1番、受人は現在、中区中井一丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、現住居に近く生活環境を変えずに生活でき、夫婦それぞれの実家にも近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番、受人は現在、中区平井三丁目の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、受人は現在、中区乙多見の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、現居住地にも近く生活環境を変えずに生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

4番、受人は現在、倉敷市中畝三丁目の妻の父が所有する住宅に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

5番、受人は現在、北区高柳東町の持家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、実家に近く、お互いに助け合いながら生活でき、通勤にも便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居は、住宅新築後に売却します。

4ページ6番、受人は現在、中区高島新屋敷の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、現住居に近く生活環境を変えずに生活でき、妻の実家にも近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、申請地は、JR東岡山駅から宅地割合が40%になるまで半径を延長した範囲内の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区神下の妻の実家に両親と夫婦、子供一人の5人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、現住居（妻の実家）に近く生活環境を変えずに生活でき、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、妻の実家には、引き続き、妻の両親が居住します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番、令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がりがある10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的

は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は南区浦安南町で自動車販売業を営む法人ですが、事業拡大で新たに自動車の部品取り事業にも力を入れているところ、既存の資材置場では不足しているため、販売用車両置場に隣接して業務効率が上がる申請地を取得し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番から11番までは、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

9番、受人は現在、東区可知五丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

10番、受人は現在、北区高柳西町の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり家財道具が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は現在、中区浜の借家に夫婦で居住していますが、出産の予定があり、家財道具が増えて手狭になったため、夫婦それぞれの勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5ページ12番、13番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地はいずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

12番、受人は現在、中区桑野の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、受人は現在、中区湊の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、子育ての支援が受けやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番から18番までは、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

14番、受人は現在、中区江並の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、受人は現在、中区江並の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

16番、受人は現在、東区松新町の妻の母が所有する住宅に、夫婦と子ども2人、妻の母と妻の弟の6人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、現住居に近く、子育ての支援が受けやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には、引き続き、妻の母と妻の弟が居住します。

17番、受人は現在、中区高屋の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の勤務先に近い申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

18番、受人は現在、中区湊の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の実家に近く、子育ての支援が受けやすい申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6ページ19番、令和6年4月19日付で農振除外済みの案件です。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は中区平井三丁目目で建設業を営む個人事業主で、自宅の一部を事務所兼資材置場としていますが、事業拡大により既存の資材置場では不足するため、既存の事務所兼資材置場から比較的近く、交通アクセスもよい国道近くの申請地を取得し、露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を原協議会長さん、ご報告をお願いします。

原推進委員 1番から19番までの19件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長

6 ページ 20 番、21 番は、一体利用の同時申請のため、併せて説明します。

21 番の申請地は、令和 6 年 4 月 19 日付で農振除外済みです。

申請地はいずれも農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は、20 番が露天農業機械置場、21 番が露天駐車場で、所有権を移転します。

受人は東区西大寺新に本店・事業所を置き、農機具販売修理業を営む法人ですが、修理等で持ち込まれる農業機械の増加や農業機械の大型化で置き場の対策に苦慮し、また、もともと来客用の駐車場が不足していたため、本店・事業所に隣接した申請地を取得し、露天農業機械置場 及び 露天駐車場として一体利用をしようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

22 番、申請地は農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。

受人は現在、東区宿毛の実家に両親と 3 人で居住していますが、別世帯の夫と同居生活するには手狭であるため、実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。なお、実家には、引き続き、両親が居住します。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

23 番、24 番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地はいずれも農地の広がり が 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

23 番、受人は現在、東区東平島の借家に家族 4 人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

24 番、受人は現在、東区西大寺中野の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、夫の通勤にも便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議 長

東区協議会の協議の様態を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進

20 番から 24 番までの 5 件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

委 員

議 長

協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全 員

ありません。

議長 それでは、申請等（２）は、１番から２４番までの２４件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（４）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）を審議します。事務局から説明をお願いします。

森上主事 申請等（４）（所有権の移転）については、東区分で７ページ１番の１件です。

農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から担い手への所有権移転です。中区の案件はありません。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、東区協議会では原案どおり決定意見となっています。以上です
ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

議長 ありません。

議長 それでは、申請等（４）岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について（所有権の移転）は、原案のとおり決定とします。

次に、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

森上主事 申請等（５）については、８ページ１番から１３ページ２１番までの２１件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容はご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 それでは、申請等（５）農地法第３条の３第１項の規定に基づく届け出について、１番から２１番までの２１件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

藤村係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１４ページ１番の１件で、転用目的は宅地造成で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１５ページ１番から４番までの４件で、転用目的は、宅地造成１件、宅地の拡張１件、分譲住宅地２件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１６ページ１番から６番までの６件で、解約理由は、転用目的が１件、耕作目的が５件で、離作料は記載のとおりです。

報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、１７ページ１番の１件で、内容は農業用車両置場 及び 農作業場です。

報告（５）農地改良届については、１８ページ１番から３番までの３件で、内容は、普通野菜畑１件、果樹園１件、普通野菜畑及び果樹園１件です。以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら、以上で第１号議案、農地関係申請等は終了します。続きまして第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第２号議案について資料に従い説明。

議長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

全員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代理者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前１０時３９分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議長

署名委員

署名委員